

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山口県萩市

2 構造改革特別区域の名称

萩市ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

山口県萩市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

萩市（以下「本市」という。）は、山口県の北部に位置し、総面積は698.31km²で、県土の11.4%に当たる。北部は日本海に面し、東部は益田市（島根県）、津和野町（島根県）、阿武町、南東部は山口市、西部は長門市、美祢市に接している。

地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地で、南部市境界付近に標高700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある市街地とその周辺地に見られ、丘陵地は、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度で、大半を山地が占めている。

(2) 気候

気候は、沿岸部においては対馬海流の影響を受けて比較的温暖であり、中山間部においては盆地特有の気候で、変化に富んだ豊かな自然環境を有している。

(3) 人口

国勢調査による人口は平成27年では49,560人と減少傾向で、令和2年3月31日の住民基本台帳による人口及び世帯数は46,015人、23,190世帯である。

(4) 産業

本市の産業別人口（平成27年国勢調査）は、第一次産業13.3%、第二次産業18.8%、第三次産業67.9%となっている。

豊穡な資源を有する日本海や、肥沃で豊かな土壌の恵みから生み出される水産物・農産物を活用した水産・農産加工業、観光資源による観光サービス業などが主要産業となっている。

農業については、農地に適した平らで日当たりと水はけが良く、ミネラルが豊富な火山性土壌が広がり、野菜や穀物、果物の栽培が盛んであることから農業振興地域に位置付けられ、県内最大の農産地である。「千石台大根」や「山口あぶトマト」のほか「萩たまげなす」、「萩相島スイカ」、「大井の玉葱」が生産されており、一部は海外にも輸出されている。さらに、肉用牛の繁殖・肥育経営といった畜産業も盛んで、県内最大規模の肉用牛肥育

農場が整備されている。

これら、地場産業の振興を図るため、萩ブランドの構築や販路拡大などによる利益を生み出す仕組みづくりを推進するとともに、地域を牽引する事業の起業・創業の促進など、地域経済の活性化を図るための取組みを行っている。

(5) 地域づくり

本市は、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」といわれるほど、毛利藩政期に形成された城下町のたたずまいが都市遺産として今なお現存しているまちである。また、吉田松陰をはじめ高杉晋作や木戸孝允など近代日本を切り開いた人々を輩出した「明治維新胎動の地」であり、さらには、北長門海岸国定公園指定の美しい海岸線や、国指定名勝の長門峡などすばらしい自然にも恵まれている。

平成27年7月に「萩反射炉」、「恵美須ヶ鼻造船所跡」、「大板山たたら製鉄遺跡」、「萩城下町」、「松下村塾」の5資産を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界遺産に登録され、平成30年9月には「萩ジオパーク」が日本ジオパークに認定された。本市は、これらの歴史・文化遺産、自然を保存・活用したまちづくり、観光地づくりに取り組んでいる。

また、水の都・萩の景観を川から眺める「萩八景遊覧船」や、「はぎ温泉」をはじめとした「萩温泉郷」、旬の地産食材を利用した「萩の食」によるおもてなし、須佐ホルンフェルスや笠山などのジオサイトを活用した「学ぶ観光」・「教育観光」など魅力ある萩の地域資源を活用し、見る、触れる、楽しむといった滞在型・体験型観光を推進している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市はぶどう、夏みかん、甘夏、りんご、もも等の果物の産地として知られており、恵まれた地理的条件を活かして高品質な果実が栽培されている。

現在、ワインぶどう農家は市外のワイナリーに委託醸造し、ワインを製造、販売している。市内で製造する好循環サイクルの実現に向けて、農業者が高品質なワインぶどうや夏みかん、りんご等の生産を続けながら、自らワインの製造、販売による新たなビジネスモデルの創出及び農業所得の向上を図るため、小規模な施設での酒類製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は果樹生産に適した気候や農地条件が整っており、高品質なワインの原材料となる果物を生産することができる。一方、果樹類の栽培農家数は減少しており、担い手不足、耕作放棄地の増加が顕在化している。また、現在、本市産ワインぶどうの100%が市外のワイナリーに出荷、醸造されている状況である。

本特例措置の活用により、地域の特産果実を用いた果実酒及びリキュール製造が小規模な施設でも可能となり、新規参入者や農業者等による製造、販売への参入等農業経営の選択肢の拡充、果実の高付加価値化が図られる。また、春は夏みかんや甘夏、秋はぶどうなどの醸造が可能のため、施設利用の有効性が高い。このような「地産地醸」モデルの推進により、域外からの移住などを含めた新たな担い手の確保や耕作放棄地の課題の解決を目指す。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 本特例措置の活用により、多様な担い手によるワイナリーの設立が可能となり、地域資源である「高品質で多品種の果実」の強みを活かした新たなビジネスモデルの創出に繋がる。

これにより本市ならではのオリジナルワイン等の製造、販売を目指す農業者の参入による地域農業の再生を図る。

(2) 本特例措置を活用したビジネスモデルの提案により、果物の高付加価値化を図り、市内産果物を市内で醸造するといった「地域の資源を地域内で生かす」ことで、農業者と地域経済の活性化を図る。

また、新規就農や第2創業などの促進を図り、多様な担い手による個性的なワインや地域の豊富な「食」との融合を通じた「萩でしか味わえないワインの楽しみ方」を創出する。

これらとワイナリーや果樹園におけるぶどうや夏みかん等の果物の収穫体験や萩のワインと果物が育った大地を学ぶジオツアー、果実酒の飲み比べ等を組み合わせたプログラムの提供などにより、新たな顧客層を発掘し、交流・関係人口の拡大に結び付ける。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 「萩ワイン」のブランド化によるまちの魅力向上

本市は日本酒や地ビールなどの魅力的な地場産品があるが、本特例措置により個性的なワイナリー設立が図られ、「萩ワイン」をこれらと併せてPRすることにより、本市の特産品としての認知度が高まり、消費者の多様なニーズに応えることができる。

区分	2022 年度	2025 年度	2028 年度
特産酒類製造事業者数	1 件	2 件	3 件
特産酒類製造量	2kl	8kl	12kl

(2) 地域農業の再生

本市は全国でも深刻なペースで人口減少が進行している地域であり、それに伴い一次産業の担い手不足、耕作放棄地が深刻化している。青果は長持ちしないが、ワインは長期保存が可能であり、生食用と比較して、省力栽培が可能なワインぶどうの生産拡大、ワイン製造による経営多角化、高付加価値化による農業収益増加を通じて地域農業の再生に結び付けることができる。

(3) 滞在型観光の推進による地域経済活性化

本市の観光入込客数は年間約 400 万人であり、歴史やまちなみを目的とした観光が多いが、現在、新たな層の誘客を図るため、ジオツアーなどの自然や「食」などの地域資源を活用した観光コンテンツの提供に努めている。ここにワイン果物の栽培、収穫体験、ワイナリー周遊、ワインと地元食材の融合など「食」をテーマにした新たな滞在型・体験型プログラムの充実により、誘客や新規需要の喚起が図られ、さらなる滞在型・体験型観光の推進につなげる。

区分	2020 年度	2023 年度	2026 年度
観光入込客数	4,506,575 人	4,731,903 人	4,957,232 人
宿泊者数	405,409 人	425,679 人	445,949 人

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう、夏みかん、リンゴ、びわ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者。

(2) 事業が行われる区域

山口県萩市の全域。

果実の生産場所が市内全域に展開していることから、全域を対象とする。

(3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、構造改革特例区域内において地域の特産物として指定された果実（ぶどう、夏みかん、リンゴ、びわ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実（ぶどう、夏みかん、リンゴ、びわ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量（6 k 1）が果実酒については2 k 1に引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農業者の経営多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産拡大等の農業振興が図られるとともに、地域住民及び他分野の事業者との連携、都市住民等との交流・関係人口の拡大による地域活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。